

令和4年度 社会福祉法人齐慎会本部 事業計画書

1 法人概要

法人名称 社会福祉法人 斉慎会（平成14年2月28日設立）

主たる事務所 〒438-0026 静岡県磐田市西貝塚2111番地1

理事長 早野 雄二郎

理事 大橋 正己 南 貴晴 早野 いく子
山崎 俊洋 小川 正信 成田 将史

評議員 大石 和男 後藤 秀雄 杉田 誠
寺田 俊之 山本 君治 青木 勝良
小杉 憲司 森 正明

監事 名波 公彦 山本 和弘

事業の種類 1. 第一種社会福祉事業
(1) 特別養護老人ホームの経営
2. 第二種社会福祉事業
(1) 老人短期入所事業の経営
(2) 老人デイサービスの経営
3. 公益を目的とする事業
(1) 居宅介護支援事業

2 基本理念

1. 尊厳を守りその人らしさを尊重します

一人ひとりが人としての尊厳をもち、安心してその人らしい生活を送ることができるよう、その人らしさを受け止め、常にご利用者の立場に立って信頼と納得の得られる良質なサービスを提供します。

2. 充実した活力のある生活となるよう援助します

その人の持っている能力や知識・経験の活用を図るとともに、環境の整備や適切な援助による趣味や文化・社会活動への参加支援など、その人にとって幸福で充実した生活、生きる楽しみと明日への希望がもてるような生活を目指して創意工夫に努めます。

3. 地域福祉の推進に努めます

施設は、社会資源として地域に還元し、保健・医療・福祉関係分野との連携を図りながら、地域福祉の推進拠点として多様なニーズに対応し、地域に暮らす人々が地域で支えあい共に生きる福祉文化の発展に貢献します。

3 職員の行動指針

1. 5 S（整理・整頓・清掃・清潔・接遇）を推進しよう
2. ご利用者が「どうしたいか」「どう思うか」を基準にして考えよう
3. ご利用者の満足を追求しよう
4. 専門性を磨き、常にサービスの質と量の向上を目指そう
5. 地域の人々と共に地域福祉の向上に努めよう

4 経営方針

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響は、人々の健康や生活のみならず、社会、経済に大きな影響を与えています。高齢者介護の現場も多大な影響を受けていますが、経営面で見ればコロナ感染を恐れた利用控えの影響によるデイサービス、ショートステイの稼働率低下が大きな打撃となっています。稼働率低下による収入減少と合わせて、感染対策のために消耗品類の使用量が増加、さらに円安と原油価格の高騰によって今後更なる消耗品の価格上昇、電気・ガスの価格上昇等によるコストアップが見込まれており、今期の経営環境も非常に厳しいものになると予想されます。福祉医療機構の調査によれば、コロナ禍以降、とりわけ通所系サービスで全国的に稼働率が大きく下落しており、令和3年度の介護報酬改定では感染症などの影響で利用者数が前年度から5%以上減少した場合、基本報酬が3%加算される制度が設けられましたが、西貝の郷のデイサービスの令和3年度の稼働率は例年と比較して1割低い実績となっており、加算は収入減少を補えるものではありませんでした。コロナ禍はまだしばらく続くと見込まれますが、令和4年度は少しでも在宅サービスの稼働率の底上げを図り、適正な収支差率に近づけていくことを第一の目標とします。

そのために重要なことは、まず感染症対策の徹底です。特にオミクロン株の流行が始まってからは、学校、保育園及び福祉施設などでクラスターが発生し、事業継続が困難となる例も見受けられます。事業を中断する事態となれば経営的な影響が避けられないため、基本的な感染防止対策を徹底するとともに陽性者が発生した場合にはBCPに則って対応し、可能な限り事業の継続を目指します。併せて、よりご利用者にご満足いただけるようなサービスの提供を目指し、サービス内容の工夫、ご利用者の状態・希望に合ったサービスの提供、科学的介護情報システム（LIFE）のデータ活用による自立支援介護の推進、介護支援専門員との連携等に努め、在宅サービスの稼働率向上を目指します。

また、感染症とともに、今、考慮しておかなければならない経営上のリスクに災害があります。近年は各地で土砂災害や水害が頻発し、地震や火山活動も活発化、南海トラフ地震が近いと言う声もあります。こうした災害や感染症への備えとして、BCPの重要性が高まっていると言われています。万一の事態に対する備えに万全を期すため、令和4年度は昨年度に策定したBCPに基づいてシミュレーション・訓練等を行い、それにより見えてくる新たな課題を洗い出し、対応策を検討してBCPに反映していくことで、BCPをより実践的で効果的なものに仕上げたいと思います。

次に、令和4年度は人事・労務管理に関して幾つかの法改正が実施されますので、その対応を進めて参ります。一つは、労働施策総合推進法改正によるいわゆるパワハラ防止対策、二つ目は育児介護休業法の改正に伴う男性育休等の拡充措置や育休取得促進のための環境整備、三つ目には年金制度改正法による社会保険の適用範囲拡大への対応です。中でも法人運営に最も影響を

与えるのが社会保険の適用拡大であり、令和4年10月から、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満、賃金の月額が8.8万円以上、2ヵ月を超える雇用期間が見込まれる職員に対して適用拡大となります。法人にとってコストの負担増となることから、パート・非常勤職員の働き方や労働時間を見直すなどの対応も必要となります。

ところで、政府は「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（11月19日閣議決定）で、介護・障害福祉職員、保育士や幼稚園教諭などを対象に、「収入を3%程度引き上げるための措置を来年2月から実施する」として、介護職員処遇改善支援補助金を創設しましたので、この補助金による職員の賃金引上げを4月から実施します。ただし、この補助金の取得要件は、処遇改善加算を算定している事業所であるため、居宅介護支援事業所の介護支援専門員は対象外となります。

また、コロナ禍で中断していた介護福祉士実務者研修の受講支援制度を再開し、無資格の介護職員のスキルアップと介護福祉士有資格者の確保に努めます。介護人材不足が続く中で、介護福祉士実務者研修の受講支援は、特に福祉系以外の高卒採用に有効な手段となります。併せて、ユニットリーダー研修や認知症介護実践者研修など、介護保険制度の枠組みで実施されている研修は、特に中堅職員のスキルとモチベーションのアップに効果的であり、キャリア形成にも繋がっていきます。コロナ禍では集合型の外部研修への参加が難しい面がありましたが、感染状況を見つつ、職員のキャリアアップを支援します。併せて、主に中堅職員を対象に、更なる能力開発と組織の強化を目指して事業所や施設の枠組みを超えたジョブローテーションを検討します。ジョブローテーションによって、法人の行う事業や経営状況を俯瞰する力を身に付けるとともにマネジメントスキルを養い、マンネリ化、業務の属人化を防止し、組織の新陳代謝と活性化を図ります。

最後に、社会福祉法人として公正で透明性のある法人運営と業務執行を心掛けていくとともに、社会福祉法改正により社会福祉法人の責務とされた「地域における公益的な取り組み」について、コロナ禍での実施方法等を検討します。コロナ禍では、従来展開してきた認知症のオレンジカフェの開催や、施設でのボランティアの受入れができない状況となっていましたが、地域の感染の状況等を見ながら適切な時期に再開を検討するとともに、依頼があれば学校や地域の団体等に対して職員を派遣し福祉講座や認知症サポーター養成講座等を開催したり、状況によってはZOOM等を活用したオンラインによる講座の開催を検討していきます。また、磐田市社会福祉法人連絡会の中で展開している「福祉なんでも相談窓口」での相談対応や、磐田市の地域を考える法人プロジェクトの活動への参加、介護実習の受入れ、県社協への認知症介護指導者派遣等を通じて、公的的な取り組みを行い、地域福祉の向上に貢献して参ります。

5 重点施策

1 適正な収支差率の確保

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の継続
- ② サービス内容の充実、非対面による広報の強化
- ③ 居宅サービス利用者の確保

2 事業継続計画（BCP）の評価・見直し

- ① 研修、訓練（シミュレーション）による課題の抽出
- ② 新たな課題に対する対策の立案、BCPの改定

2 人事・労務管理に関する法改正への対応

- ① 社会保険の加入対象となる職員の把握とシミュレーション、人員配置の見直し
- ② 男性育休等育児介護休業等に関する制度の改正と周知、相談対応
- ③ パワハラ防止のため体制の整備

3 人材確保と人材育成・教育

- ① 介護職員処遇改善支援補助金の活用
- ② 資格取得支援と制度的研修の受講促進
- ③ ジョブローテーションの検討

4 地域における公益的な取り組み

- ① 低所得者に対する利用料減免
- ② 磐田市法人連携事業への参加、福祉なんでも相談窓口
- ③ 地域に対する福祉教育の展開、施設での体験学習等の受け入れ
- ④ 認知症サポーターの養成
- ⑤ 実習生、ボランティアの受入れによる福祉人材の育成

6 法人運営計画

(1) 評議員会

評議員会は、原則として毎年6月に開催していますが、令和3年6月の評議員会については、昨年同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、評議員全員から事前の同意の意思表示がされたときは決議の省略を予定しています。

日 時	場 所	審議事項等
令和4年6月21日(火) 15:00 開会	西貝の郷 相談室	令和2年度計算書類の承認ほか

(2) 理事会

理事会は、法人運営の意思決定機関として、6月(令和2年度決算及び事業報告、その他)、10月(補正予算及び理事長の職務執行状況の報告、その他)、3月(令和4年度予算及び事業計画、その他)に開催します。監事は、理事会に出席し理事の職務の執行状況を監督します。なお、6月の理事会については、昨年同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、理事全員から事前の同意の意思表示がされたときは決議の省略を予定しています。

日 時	場 所	審議事項等
令和4年5月31日(火) 15:00 開会	西貝の郷 相談室	令和3年度収支決算(案)、令和3年度事業報告(案)ほか
令和4年10月18日(火) 15:00 開会	西貝の郷 相談室	令和4年度補正予算(案)、理事長の職務執行状況報告 ほか
令和5年3月28日(火) 15:00 開会	西貝の郷 相談室	令和5年度当初予算(案)、令和5年度事業計画(案)ほか

(3) 監事監査

定期的に会計及び施設運営に関する内部監査を実施、また決算にあたっては理事会の開催前に監事監査を実施します。

時 期 (仮)	場 所	審議事項等
令和4年5月31日(火) 13:00	西貝の郷	令和3年度決算監査
令和4年9月16日(金) 10:00	西貝の郷	預金、小口現金、預り金、伺い書 ほか
令和4年12月9日(金) 10:00	西之島の郷	小口現金、預り金、伺い書 ほか

7 借入金償還計画

令和4年度の機首借入金残高の合計額は、1億8,827万円です。今期の返済予定額は元金5千387万円、利息360万3,240円、償還補助金は元金助成1,070万8,150円、利息助成28万5,434円を予定しており、残金は介護報酬をもってこれに充当する計画です。西貝の郷の借入金は、今年度をもって返済完了となります。

(単位：円)

拠 点 区 分	西貝の郷		西之島の郷		合計
	借 入 先	福祉医療機構	借 入 先	福祉医療機構	
期 首 残 高		20,270,000		168,000,000	188,270,000
当 期 償 還 額	元 金	20,270,000		33,600,000	53,870,000
	利 息	243,240		3,360,000	3,603,240
	計	20,513,240		36,960,000	57,473,240
当 期 償 還 補 助 金 額	元 金	10,135,000		573,150	10,708,150
	利 息	40,540		244,894	285,434
	計	10,175,540		818,044	10,993,584
期 末 残 高 (うち1年以内返済予定額)		0		134,400,000 (33,600,000)	134,400,000 (33,600,000)
返 済 期 限		2022年12月10日		2027年2月10日	
備 考		利率1.2%		利率2.0%	

組織図

